

分包紙の現物

山梨大学病院における賦形のルール

- ① 1日秤取量が0.043g(7日分として0.3g未満)の場合には、指示薬剤を10倍あるいは100倍に希釈して調剤する。
- ② 処方中の薬剤の秤量が少ない散剤では、分包あるいは服用補助の目的で、下記量になるように大人・小児に関係なく適宜賦形剤を添加する。賦形量は、必ず散薬調剤指示書に記入する。

(通常) 1包 0.2g (頓服薬)1回 0.2g

(但し、処方せんに“原末”または“X倍散で調剤”のコメント記載時には指示どおりとする)
- ③ 賦形剤の選択
原則として賦形用乳糖(EFC)で賦形するが、下記の薬剤については着色などを防ぐ目的からトウモロコシ澱粉を用いる。

アプレプリン散・イスコチン散・ネオフィリン散・タカジアスターゼ・ネオドパゾール錠(粉碎品)

山梨大学病院における賦形のルール

- ④ 賦形しない薬剤
 - a) 顆粒剤(均一に混和できないため)
 - b) ドライシロップ(コーティングの破壊により製剤の安定性が変化する)
 - c) パナルジン細粒(コーティングの破壊によりくしゃみなどの刺激性が高まる)
 - d) 酸化マグネシウム(賦形しても分離してしまうため)
 - e) ガランターゼ、ミルラクト、ミヤBM、ラックB、ピオフィルミン、ピオフィルミンR
 - f) 抗生物質
- ⑤) 特殊な賦形をする薬剤
 - a) ロートエキス散(飛散性が強く、分包機に吸引されやすいため)

単味の時のみ、1包につき0.2g乳糖を賦形する。但し、他の薬剤を混合し1包が0.2gを超える場合は賦形しない。

内用液の賦形について

清水秀行

帝京大学ちば総合医療センター

内用液剤の賦形(希釈)の考え方

調剤指針より

「内用液剤では、1回の服用量が整数にならない場合には、1回の服用量が整数となるように賦形を行う。通常、賦形剤はシロップ剤やエリキシル剤は単シロップで、水剤は常水あるいは精製水で行う。以下省略」

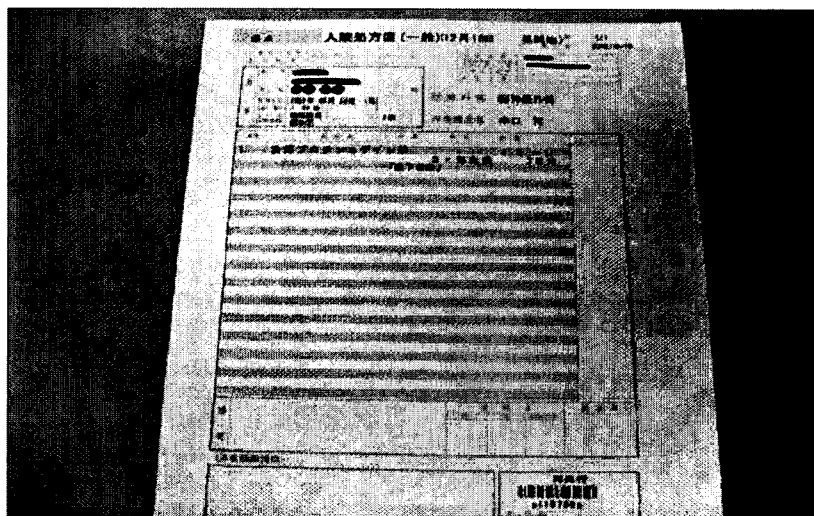
ただし、常用量や製剤的問題から一般に賦形を行わない薬品もある。

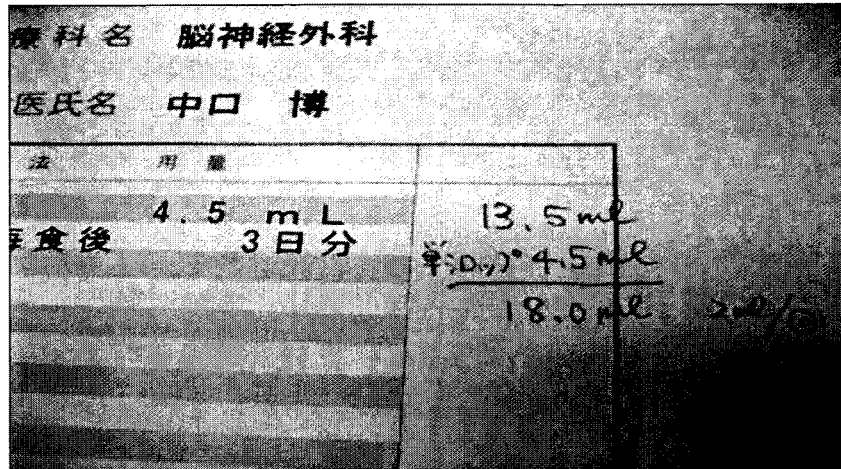
・賦形をしない主な内用液剤

アミラック液、アルロイドG液、アルファロール液、イソバイド液、ガスコンドロップ、キシロカインビスカス、ケイツーシロップ、D-ソルビトール、モニラック液

・常水あるいは精製水で賦形をする内用液剤
セレネース液、シアナマイド液

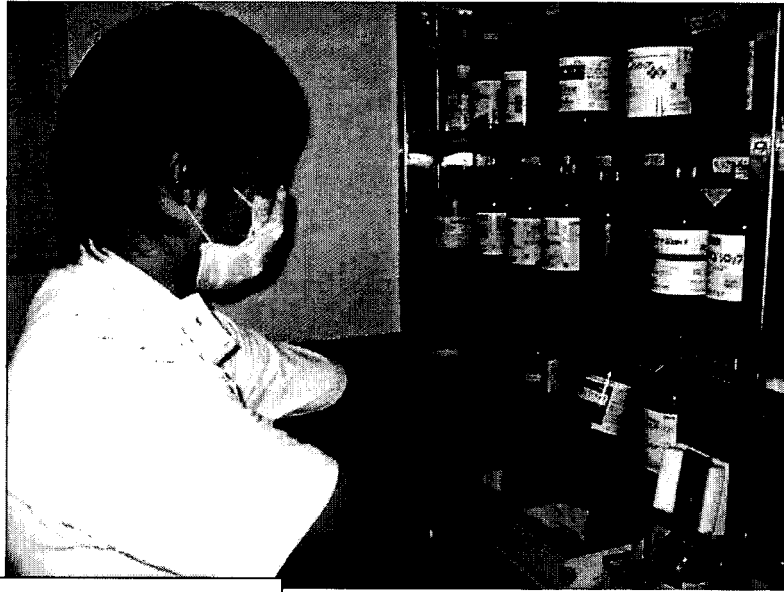
賦形が必要な処方例





調剤の工程

- ・処方薬の秤量
- ・賦形薬の秤量(写真)
- ・薬袋[服薬の指示](写真)
- ・シロップ剤の調剤(動画)

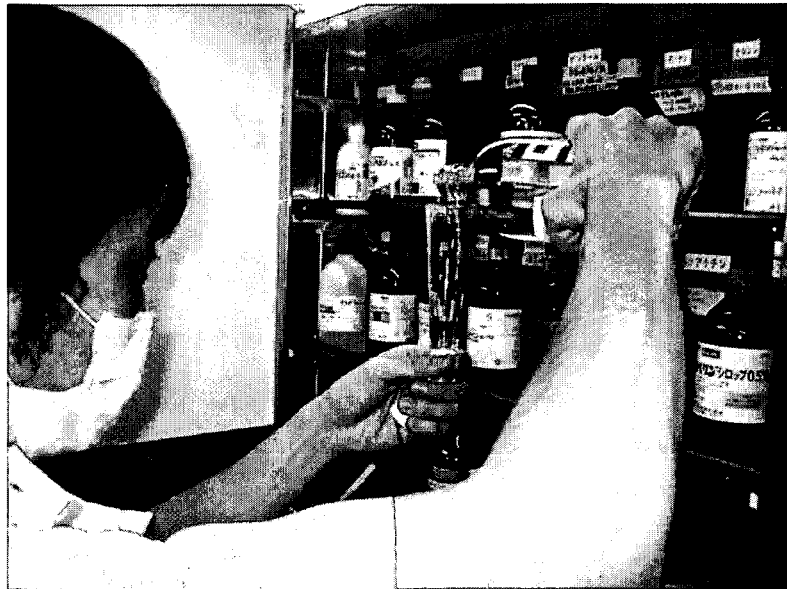


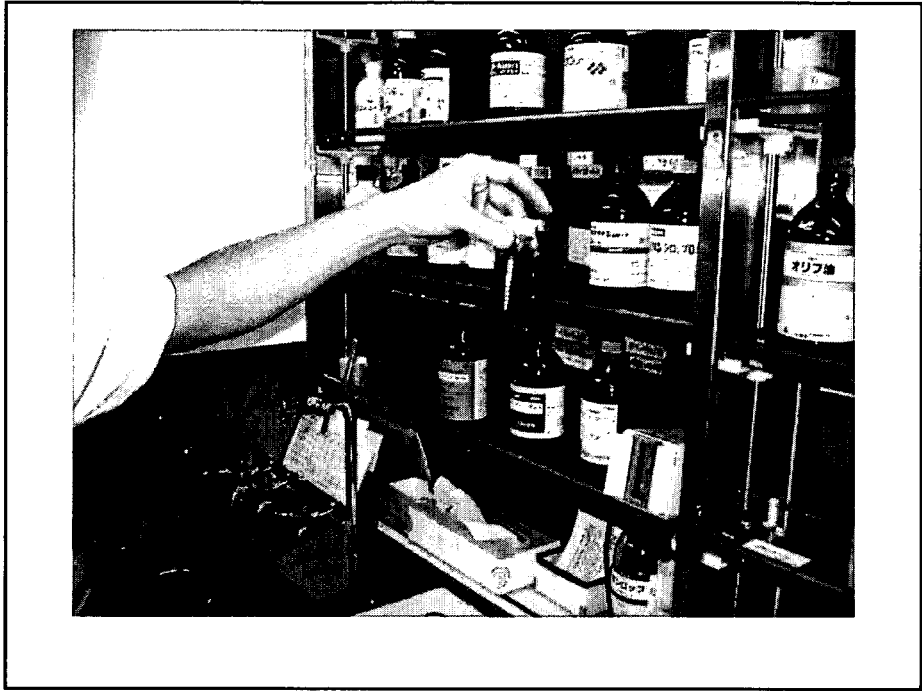
処方薬の秤量

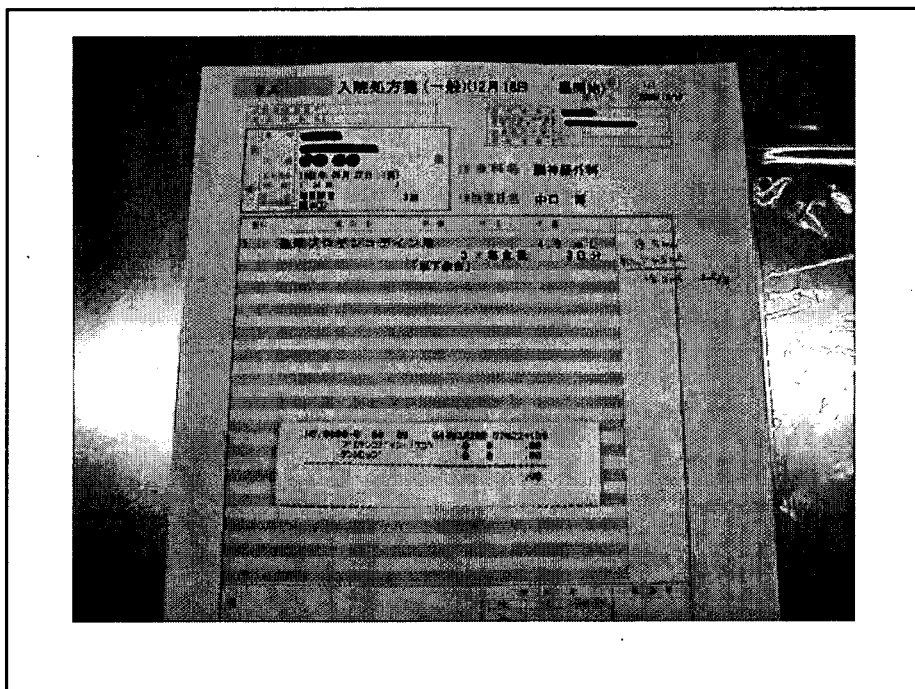


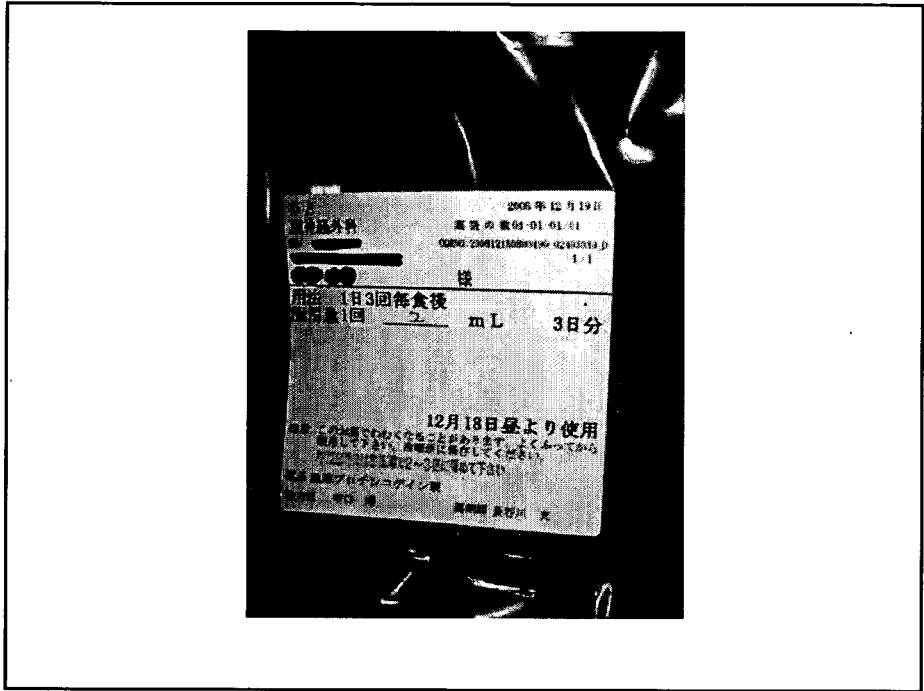


賦形薬の秤量









処方せんの読み方・解釈

清水秀行

帝京大学千葉総合センター

処方せんに記載すべき項目

・医師法施行規則第21条

保険処方せんの書式

・保険医療機関及び保険医療養担
当規則第23条

平成12年5月1日厚生労働省保険課長通知

処方せんの記載上の注意事項

(7)「処方」欄について

ア. 医薬品名は、原則として薬価基準に記載されている名称を記載するが、一般名による記載でも差し支えない。

なお、当該医薬品が、薬価基準上、2以上の規格単位がある場合には、当該規格単位をも記載する。

イ. 分量は、内服薬については1日分量を記載する。内服用滴剤、注射薬および外用薬については投与総量、頓服薬については1回分量を記載する。

ウ. 用法及び用量は、1回当たりの服用(使用)量、1日当たりの服用(使用)回数及び服用(使用)時点(毎食後、マイ食前、就寝前、疼痛時、〇〇時間毎等)、投与日数(回数)並びに服用(使用)に際しての留意事項等を記載する。

処方せん記載例

薬品名

調剤指針第12改訂より

「薬名(薬剤名)とは処方せんに記載される医薬品の名称であり、正確に調剤薬を特定するためには、ブランド名、剤形、規格(含量)単位の三要素が記載されなければならない。」

【薬品名の例示(薬価基準収載名)】

ディオバン錠20mg

ディオバン錠40mg

ディオバン錠80mg

【解釈】 この薬剤は一般名がバルサルタンで、ノバルティスファーマ株式会社から発売されている降圧剤です。

ディオバンがブランド名、錠が剤形、20mg、40mg、80mgが規格単位になります。

薬品名はブランド名だけではなく、剤形、規格単位を含めて薬品名と認識しましょう。

【処方例】

Rp.1 メバロチン錠10mg 1錠
1日1回 朝食後 30日分
Rp.2 セルベックスカプセル50mg 3カプセル
1日3回 毎食後 30日分
Rp.3 SG顆粒 1g
頭痛時頓用 5回分(1日2回まで)
以下余白

【解釈】

Rp.1では、薬品名はメバロチン錠10mgです。メバロチン錠には5mgも発売されています。

分量は1日に服用する量ですから1錠になります。用法は1日何回、いつ飲むかの指示ですから、1日1回朝食後です。用量は正しくは投与総量を意味しますが、内服薬の処方においては分量×投与日数＝用量(投与総量)であることから、便宜的に投与日数を指しますので30日分です。

【解釈】

Rp.2では、薬品名はセルベックスカプセル50mgです。セルベックスカプセルは50mgの1規格のみの発売ですので50mgの記載は省略することも可能です。

分量は1日に服用する量ですから3錠になります。用法は1日3回毎食後です。用量(投与回数)は30日分です。1回に服用する量は1日3錠を3回に分けて服用するので、1錠宛になります。

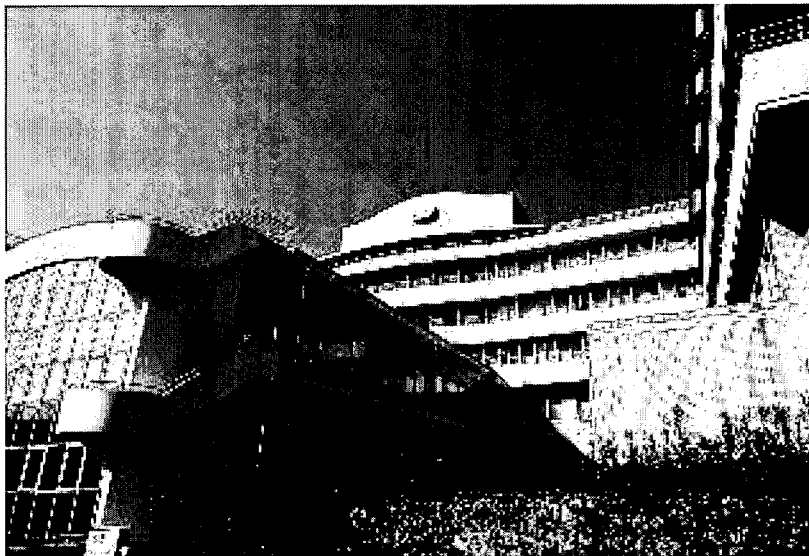
【解釈】

Rp.3は、頓服薬の処方です。薬品名はSG顆粒です。

分量の1gは1回に服用する量を示しています。用法は頭痛時頓用です。用量(投与回数)は5回分です。

がん化学療法にかかわる安全管理
—北里大学東病院における注射薬調剤の現状—

1



2